



正月のSL(真岡鐵道)

グループ紹介

## 新任者・部門責任者のご挨拶

税務コーナー

## 増税改正まであと1年! 相続対策はお早めに

経営コーナー

## 経営革新等支援機関とは

ご挨拶	ゆびすいグループ 代表 中出慎次郎	2
グループ紹介		3
関与先紹介	植田アルマイト工業株式会社	7
税務コーナー	増税改正まであと1年！相続対策はお早めに 土屋 英則	9
社労コーナー	シリーズ① 就業規則の必要性 山内 洋佑	11
経営コンサルコーナー	経営革新等支援機関とは 石田 竜佑	13
現代まなびや考	東大阪市H保育園	15

～お知らせ～

### 本年1月より税理士法人が大正支店を開設しました

大阪市大正区の松本会計事務所の業務を引き継ぎ、本年1月から当グループ 税理士法人ゆびすいの大正支店として新たなスタートを切ることになりました。

責任者には、公認会計士・税理士の加地延行が就任しました。税理士・松本昭二は最高顧問として、また旧松本会計事務所の職員は従来どおり大正支店に勤務いたします。

グループの総力をあげて一層充実したきめ細かいサービスをご提供申し上げる所存でございますので、何卒旧日に倍するご指導ご鞭撻のほど 宜しくお願い申し上げます。

【住 所】〒551-0031 大阪市大正区泉尾4丁目14番30号 松本第3ビル

【電話番号】06-6554-1121 【FAX番号】06-6551-0123

### 本年1月より相続専門部を新設いたしました

平成27年度から改正相続税法が施行され、納税者の大幅な増加が予想されます。

そこで、「相続のプロ」による質の高いサービスを皆さまにご提供するため、相続専門部を新設いたしました。

責任者には、税理士の藤野直志が就任しました。

相続対策、申告、遺産整理などに関するご質問やお悩みがございましたら、ぜひご相談ください。

【住 所】〒590-0026 大阪府堺市堺区向陵西町4丁5番5号 ゆびすいビル

【電話番号】072-238-7181 【FAX番号】072-222-0175

### 公益法人事業部の組織変更のご案内

近年、公益法人を取り巻く環境は著しく変化しており、特に会計基準の改正やこども子育て新制度への対応などお悩みや疑問をお持ちのことと存じます。

そこで、サービスのより一層の充実を図るため、関西地区の公益担当部門を公益法人事業部に統合し、堺本社と大阪支店の2カ所に拠点を設置するなど体制の強化を行いました。引き続き、谷崎清治が部門を統括いたします。

なお、公益法人事業部の堺及び大阪の連絡先は下記の通りとなりますので、併せてご案内申し上げます。

#### ●公益法人事業部・堺

【住 所】〒590-0026 堺市堺区向陵西町4丁5番5号 ゆびすいビル

【電話番号】072-221-7149 【FAX番号】072-222-3706

#### ●公益法人事業部・大阪

【住 所】〒541-0057 大阪府中央区北久宝寺町1-4-15 SC 堺筋本町ビル

【電話番号】06-6261-0380 【FAX番号】06-6268-4664



# ごあいさつ

ゆびすいグループ

代 表 中 出 慎次郎

新年明けましておめでとうございます。

平素はゆびすいグループに何かとご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

景気はアベノミクス効果により大手企業を中心に回復基調にあり、社会全体が明るさを取り戻しつつあるように感じられます。しかし中小を取り巻く環境はまだまだ厳しいと言わざるをえません。制限なき金融緩和、デフレ脱却のための財政出動を消費税アップの駆け込み需要が後押しして、一時的に回復しているにすぎません。高額商品が売れるなど一部高所得層の消費マインドは高まっていますが、円安による物価上昇や消費税率アップで消費の減退が懸念されます。減税を中心とするさらなる成長戦略の実施が求められるところです。

厳しい経営環境にあってもお客様が持続的に発展され、未来永劫繁栄を続けていただくことがゆびすいの願いでございます。本年は、コンサル部門を東京支店にも設置し、コンサル力を強化して経営改善などのご提案を積極的に行うと共に、ご要望やご質問に迅速にお応えさせていただくことを方針に掲げました。また大阪市大正区にあった松本会計事務所の業務を引き継ぎ、本年から大正支店として新たなスタートを切ることになりましたので併せてご報告申し上げます。

さて平成 27 年 1 月から改正相続税法が施行されることで、納税者の増加が予測されます。相続に係るご相談に瞬時に対応するため、本年から相続専門部を設置いたしましたので、経営者の皆様のみならず従業員の皆様もお気軽にご相談いただければと存じます。さらに幼保一体化に関して平成 27 年から大きく制度が変わります。子育て事業に関わる皆様の不安を一掃すべく、関西地区において各所に分かれていた公益担当部門を本年度から統合し、サービス体制を強化いたしましたので、新制度への移行や将来計画などご相談させていただければと存じます。

本年もお客様の繁栄にさらに貢献できますよう、精一杯努力いたす所存でございますので何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに皆様のご事業のご発展、ご健勝をご祈念申し上げまして新年のご挨拶といたします。

### 新任者のご挨拶

内規により、松本俊一がグループ役員・常務を退任し、相談役に就任いたしました。新役員には本社事業部長の白間真次を選任し、新常務には、社労事業部長・鈴木淳子、登記事業部長・今井正之を選任いたしました。新たに設けました相続専門部の部長として藤野直志が就任いたしました。また、前顧問の中安克志及び前会長の西川和男が、昨年12月をもちまして勇退いたしました。長らくのご厚情に厚く感謝申し上げます。

なお、平成26年度の組織は4ページのとおりでございます。

役職員一同、皆さまにご満足いただけるサービスのご提供に全力を尽くして参りますので、本年も変わらぬご厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ◆ 新グループ常務 ◆



グループ常務  
社労事業部 部長  
鈴木 淳子

年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私こと本年1月よりゆびすいグループ常務を拝命いたしました。お客さまに感動していただけるサービスの提供・向上を目指して社員一丸となって頑張る所存でございます。

私共社労事業部では、よりお客さまにとって身近な存在となるべく平成24年には福岡、翌25年1月には東京に支店を開設させていただきました。お陰様で順調なスタートをきらせていただいております。

さて昨今、職場でのパワハラによる離職・うつ病等の発症が社会問題化し、良い人材を確保するうえで職場環境の整備は賃金などの労働条件よりも重要な要素となりつつあります。このような社会の変化に気づかないままでは良い人材の確保は困難を極めます。

当センターは、「ヒト」に関するエキスパートとして職場の環境づくりを総合的にサポートさせていただき、経営者の方の「トータルアドバイザー」を目指して参る所存でございます。

今後とも、何卒ご支援ご愛顧のほど、よろしくお願いいたします。



グループ常務  
登記事業部 部長  
今井 正之

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

平素は、格別のご高配をいただき、ありがたく厚く御礼申し上げます。

私ことこのたび、グループ常務を拝命いたしました。もとより微力ではございますが、お客様の繁栄のため努めてまいりますので、一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

昨年からのアベノミクス効果で、経済には微かな明かりが差しましたが、今年、来年に予定されている消費税率のアップを控え、その中折れが心配される状況です。一方、子ども・子育て支援の新制度も来年から実施される予定で、幼児の教育及び保育のシステムも大きく変わろうとしています。

今年の干支である馬の視野は350度といわれていますが、そのような状況の中で我々も目を大きく見開き、お客様のお役にたてるよう最善を尽くす所存でございますので、今後ともゆびすいグループを何卒宜しくお願い申し上げます。

## ◆ 新グループ役員 ◆



グループ役員  
本社事業部 部長  
白間 真次

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

この度、グループ役員を拝命し、その責任の重さに身の引き締まる思いをいたしております。今まで以上にお知恵を賜り、精一杯努力していく所存ですので、何卒宜しく願いいたします。

年初にあたりまして一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

近年パソコンやインターネットの普及により、従来我々がこなしていた記帳業務や税額計算等の業務はより簡単、より正確に行うことができるようになりました。もはや業務の大半はコンピューターが人間の代わりに行っているといえると思います。そうなればこれから我々に求められるものは機械に代替え出来ない能力ということになります。

すなわち、高度な専門的知識、独創性、創造性、ひらめき、判断力、推定力、交渉力、説得力といった能力です。総称すれば「人間の知恵」ということです。

今後も「知恵」と、さらに「お客様に対する思いやり」を持ちましてお客様のニーズに答えるよう努力していきたいと思っております。

## ◆ 新責任者 ◆

### 相続専門部



相続専門部 部長  
藤野 直志

新年明けましておめでとうございます。

本年より新しく発足いたします、相続専門部の部長に就任いたしました藤野と申します。

税制改正により、平成 27 年より相続税の基礎控除が従来の 60% に引き下げられ、今までより多くの方々に相続税が課税されることとなります。これにより、『相続』に対する社会的な関心が一気に高まり、弊社におきましてもお客様からたくさんのお問い合わせを頂いております。こういった状況を踏まえ、ゆびすいのノウハウを結集し、お客様へより質の高いサービスを提供すべく、専門部署を新設する運びとなりました。

相続税の節税のみならず、遺産分割対策や納税資金対策などお客様お一人お一人に合ったプランをトータルでコーディネートさせていただきます。是非一度、当部門へご相談下さい。

最後になりますが、本年が皆様にとって良い年でありますよう心より願っております。

本年もよろしく願いいたします。

## ◆ 26年度グループ組織 ◆

### グループ役員

グループ代表 中 出 慎次郎  
グループ専務 澤 田 直 樹  
グループ常務 鈴木 淳 子  
グループ常務 今 井 正 之  
グループ役員 杉 山 等  
グループ役員 鈴木 和 江  
グループ役員 白 間 真 次

### 税理士法人 ゆびすい

代表社員 澤 田 直 樹  
社員 白 間 真 次  
社員 渡 辺 浩 教  
社員 宇 田 和 全  
社員 藤 野 直 志  
社員 前 川 宏  
社員 佐 藤 多 津 夫  
社員 加 地 延 行  
社員 三 井 啓 介

社員 東 海 佳 宏  
社員 中 林 永 一  
社員 福 田 大 揮  
社員 杉 山 等  
社員 矢 部 恭 章  
社員 小 野 秀 樹  
社員 向 健 二  
社員 員 赤 田 貴 志

### 指吸会計センター株式会社

代表取締役 中 出 慎次郎  
取締役 鈴木 和 江  
取締役 今 井 正 之  
取締役 谷 崎 清 治  
監査役 杉 山 等

### 司法書士法人 ゆびすい登記センター

代表社員 今 井 正 之  
社員 加 賀 爪 優 作

### 社会保険労務士法人

#### ゆびすい労務センター

代表社員 鈴木 淳 子  
社員 南 衛  
社員 松 本 伸 哉  
社員 平 幸 次

### 株式会社 ゆびすいホールディングス

代表取締役 中 出 慎次郎  
取締役 澤 田 直 樹  
取締役 鈴木 淳 子  
取締役 今 井 正 之  
監査役 杉 山 等

### 公認会計士事務所

公認会計士 渡 辺 浩 教 事務所  
公認会計士 加 地 延 行 事務所



グループ常務  
社労事業部長  
**鈴木 淳子**



グループ常務  
登記事業部長  
**今井 正之**



グループ役員  
本社事業部長  
**白間 真次**



相続専門部 部長  
**藤野 直志**



公益法人事業部長  
ITセンター部長  
**谷崎 清治**

新年あけましておめでとうございます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
公益法人事業部は今年から堺の新しい本社ビルに場所を移し、私を含め24名の大きな部門となりました。この数年、公益法人は財団・社団の制度改革をはじめとして社会福祉法人会計基準の変更、学校法人会計基準の変更、こども子育て新システム、少子高齢化など公益法人を取り巻く環境が大きく変わっています。  
皆様よりゆびすいグループは公益に強いとの評判をいただいておりますが、さらに公益に強い組織を目指し結集いたしました。新しいことに取り組み、ノウハウを蓄積しお客様のニーズにお応えできるように日々努めていきたいと考えています。  
変化の激しいこれからの時代を、長期的な将来を見据えて登記事業部、社労事業部、経営コンサルティング事業部などと協力しながらゆびすいグループの総力を挙げてサポートして参ります。  
今後とも末永くご愛顧の程よろしくご願ひ申し上げます。



岡山事業部長  
**梅木 誉志浩**

恭賀新年 昨年中は格別のご用命を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて岡山事業部におきましては岡山駅直結のリットシティビルに移転いたしました。早3年目を迎えることとなりました。中四国の中継地点として広域にわたるお客さまからはその利便性において少なからず喜んでいただけていると感じている次第でございます。  
岡山事業部のお客さまは大規模な医療機関、老舗のブランドから各種のデザイナーまで大小多様な業種、はたまた各種学園、公益の団体等におきましては山陰から瀬戸内～高知の最南端まで巨り多種広範囲と大変ユニークな構成になっております。認定支援機関としての申請業務や社会福祉法人の設立、認定こども園化への検討、さらに相続税法等の改正により一個人の財産運用のご相談も急増している処です。このようなさまざまな体験・経験を糧として本年も「なによりお客さまに一層よこんで頂けるよう」スタッフ一同懸命に対応していく所存でございます。  
なにとぞ本年もよろしくご愛顧のほどひとえにお願い申し上げます。



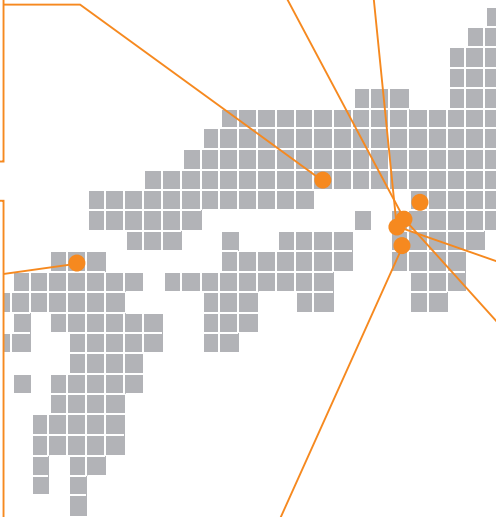
福岡事業部長  
**森 宗博**

明けましておめでとうございます。  
福岡事業部では、税務・会計・労務と幅広いエキスパートの連携により、総合的にお客様の経営サポートを心掛けております。  
特に今年は、農業を営まれている方に対するサポートを重点的に取り組んでいこうと考えております。皆様の周りで農業経営に悩まれている方がおられましたら、是非ご相談下さい。  
今年の干支は、午（馬）です。馬は350°の視野を持つと言われております。馬の如く、幅の広い視野を持ち、スタッフ一丸となって業務に突き進んでいく所存です。  
昨年同様、本年も福岡事業部を宜しくご願ひ申し上げます。  
昨年春より、福岡事業部ではブログを開設し、経営者の方々により身近に感じたいという思いで、日頃の出来事をブログに綴っています。是非一度ご覧下さい。(http://www.yubisui.co.jp/group/branch09.html)



和歌山支店長  
**中尾 恵一**

新年明けましておめでとうございます。  
年頭にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。  
地域経済社会はまだ厳しい状況下であり、法人のオーナー様におかれましては、法人運営や相続事業承継といった様々な問題を抱えておられると思います。  
学校法人において、都道府県知事所轄法人は平成28年度から計算書類の作成一部改正や認定こども園制度への取り組み問題があり、社会福祉法人においては、平成27年度までに、会計の新基準への移行処理があり、宗教法人において、世間の情勢変化に伴い檀家件数の減少傾向があり財務的にも厳しい状況があります。  
“開かれた明るい相談しやすい親切的な事務所・熱意と誠実な事務所”をモットーにしており、お客様と同じ立場にたつて、満足頂けるように何事にも前向きに対応したいと思っておりますので、何卒ご愛顧のほど宜しくお願いします。





仙台支店長

熊野 啓二

新年あけましておめでとうございます。  
 平素は、格別のお引立てを賜わり厚く御礼申し上げます。  
 早いもので、東日本大震災から三年が経とうとしております。震災の際に頂戴しました、たくさんの温かい励ましのお言葉、本当にありがとうございました。仙台支店も新しいビルに移転し、職員一同元気に業務に取り組んでおります。  
 学校法人、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変わろうとしております。その1つに、会計基準の改正がございます。学校法人会計基準・社会福祉法人会計基準共に、平成27年4月1日（知事所轄の学校法人は平成28年4月1日）から新会計基準が適用になります。皆様のお役に少しでも立てればと、職員一同、常に向上心を持ち、業務に取り組んでおります。皆様の喜びが、私どもの喜びでございます。  
 本年もどうぞよろしく願い致します。



グループ役員  
東京事業部長

鈴木 和江

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。  
 新春より、東京支店に経営コンサルティング部門が開設されます。会計、税務はもちろんのこと、労務センターも含め大変充実した「ゆびすい 東京事業部」になります。  
 今後、幼稚園、保育園の制度の改正、税制改正とめまぐるしく変化していくなかで、お客様に適切なアドバイス、お手伝いができるのは「ゆびすい」だけと自負しております。  
 公益法人だからこそ出てくる税金の問題や相続税の事前相談など経験豊富な、ヤル気あふれるスタッフが解決策を、お客様の立場にたって一緒に考えます。  
 “顧問先様とともに繁栄するゆびすいグループ”  
 のモットーをいつも心に刻み徹底したお客様サービスを提供してゆく所存です。  
 本年も宜しくご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



名古屋事業部長

川野 公稔

名古屋事業部は平成17年の開設以来、今年で10年目を迎える事ができました。また昨年7月には税理士法人ゆびすい名古屋支店を開設し、これまで何かとご不便をおかけしておりました税務申告に関しても円滑に業務を行える体制が整いました。これもひとえに皆様のご協力とご支援の賜物であると感謝申し上げます。  
 当事業部では、主に社会福祉法人、学校法人等公益法人を中心としたサービス提供を行って参りましたが、近年公益法人を取り巻く環境も大きく変化しようとしております。今後様々な疑問が生じてくる事も想定されますが、我々にとってお客さまそれぞれが抱える疑問に大小優劣はありません。どんな些細な疑問へも「親切・迅速・丁寧」を心掛けお答えさせていただきます。  
 本年は税務面も含め、より幅広くお客様のニーズにお応えできるようスタッフ全員が専門性を高め一層のサービス向上に努めてまいります。ぜひともご活用ください。



経営コンサルティング  
事業部長

山下 泰功

本年より念願の経営コンサルティング事業部 東京支店を開設致しました。ご不便をおかけしました東日本のお客さまには、今まで以上に、迅速、丁寧な対応を心掛けて参ります。  
 私たち経営コンサルティング事業部では、26年度より「変化を促し、繁栄を齎す(もたらす)」というミッション(使命)を掲げました。従来から栄枯盛衰をご経験されている企業のお客さま、平成27年度に大きな変化が待ちうけている幼稚園のお客さまなど、外部環境の変化を受けて、自らの立ち位置や戦略を見直さなければならぬお客さまが数多くおられます。このようなお客さまが変化を取り入れ、適応し、より繁栄して頂くため、東京、大阪の2拠点から、今まで以上にお客さまに寄り添ってご支援させて頂く所存です。  
 経営の舵取りにお悩みのお客さま、自らの想いを具体化されたいお客さま、是非ともお気軽にお声をお掛け頂き、ご活用頂きますよう宜しくお願い申し上げます。



大正(大阪)支店長

加地 延行

新年あけましておめでとうございます。  
 平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
 私どもゆびすいグループは、顧問先様のお役に立ち、お客様と強い信頼関係を築くにはどうすればよいかを常に考え、グループの総力を挙げて様々な角度からサービスを提供することを心掛けております。  
 具体的な取り組みとして、大正支店では下記の事項を実践しています。  
 1. 節税及び法令遵守を十分に考慮した適正な申告を行うために、会社法、会計基準、税法等を日々勉強し、自己研鑽に努めます。  
 2. 将来リスクに備えて万全な対策を提案できるように、常に顧問先様のことを考えます。  
 3. 顧問先様の疑問や質問、ご要望には適切かつ迅速に対応します。  
 以上のことを肝に銘じ、顧問先様と末永くお付き合いできるようがんばりますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

技術と信頼でアルマイトの未来を築く



植田アルマイト工業株式会社

陽極酸化技術を核に、  
アルミニウム合金・マグネシウム合金の  
用途開発・需要拡大に貢献！

大阪府堺市東区にある植田アルマイト工業株式会社。半世紀以上に亘り培ったアルミニウム加工技術は、品質管理推進優良企業として大阪府知事から表彰を受けているほか、「堺市中小企業合理化研究モデル工場」としての指定も受けているほど。需要拡大に伴い、昨年末にアルミ板材表面処理のための工場を新設された同社を今回ご紹介いたします。

65年のあゆみ

1948年6月、植田アルマイト工業所として大阪市西成区において創業、1950年1月に植田アルマイト工業株式会社を設立しました。1967年9月には、設備の近代化と大型化を図るため、堺市に移転し、以後第1・第2工場を建設。1972年7月に陽極酸化皮膜、1982年7月に陽極酸化塗装複合皮膜のJIS表示許可をいずれも「業界第一号」として認定されました。また、1980年に大阪府が

ら品質管理推進優良企業として知事表彰、1992年には堺市中小企業合理化研究モデル工場の指定を受けました。

1988年3月に、縦吊建材加工1000tラインを新設し、引き続き、1990年4月に第1ラインを板専門自動ラインに全面改装し、3つのラインを板ライン、ヨコ吊ライン、タテ吊ラインとして独立させ、生産能力の向上を図るとともに、技術水準を高め、その後、新機能を付加できる新しい表面処理技術を開発し、1994年2月に堺硬質工場を新設。1998年2月には、三重県菰野町に最新鋭大型ラインを完成させ、1998年2月に三重工場、2005年10月に三重硬質工場を稼働させました。

これにより、アルミ部材に自動ラインで生産能力向上と多様化に対応できるようになりました。

昨年末には、鉄骨造2階建て延べ4,702平方メートルの本社板ライン工場を新設。増大する受注に対応できる体制が整いました。

アルマイトとは

同社の技術を語るうえで欠かせない「アルマイト」とは何かご存知でしょうか？

アルミニウムは、地球上の金属元素で一番多く、軽いうえに、いろいろな形に加工しやすいなどの特長をもっています。しかし、アルミニウムの表面は鉄などに比べて軟らかいため傷つきやすく、汚染した大気や薬品が接触すると腐食するという難点があります。そこで、アルミニウムの表面を陽極として、シュウ酸や硫酸などの溶液で溶かし、電気を流して化学反応させて表面に酸化皮膜を生成し、製品の塗装密着性、耐食性を高める処理法が1924年に日本で開発されました。この処理法のことを「アルマイト」と呼び、ヤカンなどの家庭用品だけでなく、今や自動車、建材、医療機器、半導体、産業ロボット、航空宇宙機器などに使われており、現代社会になくってはならない技術なのです。

▼同社のアルマイト処理例（ガスコンロ、建材、鉄骨造など）



ガスコンロワイドグリル(A-6)



フジテレビ湾岸スタジオ

(SM-0)



業務用アイロンベース

(UFコート)







## 独自の高性能表面処理

同社は創業以来、アルミニウム表面処理を通じてあらゆる産業を影で支えてきました。高い技術力を示すものに、硬質アルマイトをはじめとする、独自の高性能表面処理があります。そのひとつが、高電流密度によって電解することで、アルミの表面硬度を高めた「**UAコート**」。これは、レベルの高い摩耗性、耐食性、耐熱性、摺動特性を実現したもので、今まで不可能とされていた長尺物、長尺内面にも対応可能となりました。また、より滑らかな表面仕上げを可能にした「**UFコート**」も、摩耗性と耐食性、電気絶縁性に優れています。この他、精密機器に最適の優れた面精度を誇る「**タフマイ**」、静電気を防ぐ機能を付加した「**ユニマイト**」、マグネシウム合金用の「**マグキシンドコート**」、美しい外観を叶える「**ユーエイカラー**」など、多彩な技術で多様なニーズに対応しています。近年ではアルミより更に軽いマグネシウム合金への表面処理も幅広い分野に採用され、国内はもとより海外にもその技術が高く評価されています。

## コンピュータオンラインシステムの導入

加工技術の高さが認められ、陽極酸化被膜、陽極酸化塗装複合被膜のJIS表示認可の業界第一号に認定された後も、お客様から預かった品物を望まれる高品質の製品に加工し、納期通りにお届けするため、生産ラインの合理化と、営業・管理部門を含めたコンピュータ・オンライン化を推進してきました。全ての工場の入荷・加工・出荷の流れをリアルタイムでとらえることができ、品質状況、進捗状況

等に関するお客様からの問い合わせに、迅速、正確なサポートが可能です。

## 自社内の試験研究棟で新技術の開発を

「良い製品を、時代のスピードに即して安定して供給する」という同社の姿勢は、「高品質な表面処理技術を提案・提供することにより、信頼される企業を目指す」という経営理念を基に、ゆるぎない努力を続けてきた証です。もちろん、ISO9001も全工場において取得しています。常に安定した品質をキープできるよう、検査体制も強化。

お客様から預かった対象物を高い精度で仕上げるのが同社の使命であり、精密機器などに使われるケースでは特に、電子顕微鏡でしか認識できない凹凸すら許されません。そこで品質向上と硬質アルマイトの需要拡大を見据え、三重県に試験研究棟を建設。最新鋭の測定機器や試験設備により、皮膜をナノレベルで測定するなど、他を凌駕するオンリーワン技術の研究・開発にも傾注しています。

## 資源の再利用化を推進 環境面からも社会貢献

社会貢献を第一義とする同社では、環境問題にも早くから取り組んできました。例えば、苛性ソーダに溶解したアルミと苛性を回収して再利用している他、水溶性電着塗料も浸透装置や濾過装置によって回収および再利用。三重工場では、排水からアルカリを回収し、再利用・売却を進めています。さらに、末端排水も最新機器で監視。異常をすぐさま発見できる体制をとっています。これらの機器や排ガス洗浄装置はすべて屋内に設置され、騒音対策に加えて美観にも配慮しています。その他にも、

ラインのキャリヤーを省エネルギー型にするなど、環境に対して万全を期しています。ゼロエミッションの観点から、梱包用資材の再資源化も積極的に推進。堺硬質工場ではISO14001の認証をすでに取得しており、他工場においても順次取得していく予定です。マグネシウム合金を活用した環境への配慮にも着目。マグネシウム合金はアルミニウムの2/3の比重であり、自動車などの車両部品に用いられることにより、温室効果ガスの削減に繋がるといわれています。マグネシウム合金の表面処理技術は、その他の高性能表面処理とともに、これからの事業の柱として位置づけられており、環境に優しい新たな技術開発も、同社が担うべき社会貢献と言えます。

昨年末に、増設した板材工場は、国内随一の豊富なカラーパリエーションと、膜厚、色調の均一性などの品質性能で高い評価を得ており、パネル建材や自動車だけでなく、今後さらなる用途の拡大が期待されています。

### 法人概要

【法人名】 植田アルマイト工業株式会社  
 【創業】 1948年6月15日  
 【代表取締役社長】 植田信夫  
 【従業員数】 190名  
 【資本金】 7,200万円  
 【年商】 25億9,000万円  
 【主要事業】 アルミニウム表面処理加工  
 【主要製品】 硫酸アルマイト、カラーアルマイト、各種電着塗装、硬質アルマイト、2次電解黒色硬質アルマイト  
 【本社・本社工場】  
 〒599-8102 堺市東区石原町1-103  
 TEL:072-259-2225(代)  
 【堺硬質工場】  
 〒599-8102 堺市東区石原町2-35  
 TEL:072-259-9575(代)  
 【三重工場・三重硬質工場】  
 〒510-1251 三重郡菟野町大字千草字西原野5021-1  
 TEL:059-393-5500(代)  
 【URL】 <http://www.uedaalmito.co.jp>  
 【e-mail】 [ua-info@uedaalmito.co.jp](mailto:ua-info@uedaalmito.co.jp)

# 増税改正まであと1年！相続対策はお早めに。

ゆびすいグループ 税理士 土屋 英 則

「試算したところ、社長の奥様とお子様の納めることになる相続税額の見込み額は、約3000万円です。」



相続税法の改正により平成27年1月1日以後の相続税の計算は、基礎控除額が縮小されたことに伴い、納税者にとって増税となります。

現行税制における相続税の納税が必要な方は、平成23年に亡くなった方（約125万人）のうち約4.1%でした。改正によりこの割合が**1.5倍**ほどになると予想されています。

相続税は自分には関係が無いと考えていた方も本改正を受けて「自分にも関係があるのでは？」と不安になった方も多いはずで、そして相続税がかかると想定された場合であっても、「どうやったら税額を減らすことができるか？対策はないか？」と考えることが当然かと思えます。

今回は、相続税の計算構造を今一度確認するとともに、代表的な相続対策をご紹介します。

## 【相続税の計算構造】

相続税は以下の①～⑥のステップで計算していきます。

### ① 課税価格

相続財産の相続税評価額  
－ 債務 － 葬式費用

### ② 課税遺産総額

①の課税価格 － 基礎控除  
(注1)

### ③ 法定相続分に応ずる課税遺産総額

②の課税遺産総額 × 法定相続分  
(注2)

### ④ 相続税の総額

③の各相続人の課税遺産総額 × 相続税率 の合計額  
(下の速算表が便利です)

### ⑤ 各相続人の納付税額

④の相続税の総額 × 各相続人の相続財産取得割合

### ⑥ 配偶者の軽減

配偶者は法定相続分又は1億6千万円の**いずれか大きい金額**まで相続しても相続税は課税されません。

### 【注1】基礎控除

3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

### 【注2】法定相続分

① 配偶者及び子が相続人の場合

…配偶者 1/2、子 1/2

② 配偶者及び父母が相続人の場合

…配偶者 2/3、父母 1/3

③ 配偶者及び兄弟が相続人の場合

…配偶者 3/4、兄弟 1/4

### 【改正後の相続税速算表】

法定相続分の各相続人の取得価格		平成27年1月1日以後	
		税率	控除額
	10,000,000円以下	10%	0円
10,000,000円超	30,000,000円以下	15%	500,000円
30,000,000円超	50,000,000円以下	20%	2,000,000円
50,000,000円超	100,000,000円以下	30%	7,000,000円
100,000,000円超	200,000,000円以下	40%	17,000,000円
200,000,000円超	300,000,000円以下	45%	27,000,000円
300,000,000円超	600,000,000円以下	50%	42,000,000円
600,000,000円超		55%	72,000,000円

## 【具体例】

### ① 課税価格

債務控除後の課税価格を1億8千万円とします。各相続人は、法定相続分どおりに財産を取得したとします。

### ② 課税遺産総額

相続人は妻と長男、次男の3人とします。

1億8千万円 - (3000万円 + 600万円 × 3人) = 1億3200万円

### ③ 法定相続分に応ずる課税遺産総額

妻 : 1億3200万 × 1/2  
= 6600万円

長男 : 1億3200万 × 1/4  
= 3300万円

次男 : 1億3200万 × 1/4  
= 3300万円

### ④ 相続税の総額

妻 : 6600万円 × 30%  
- 700万円 = 1280万円

長男 : 3300万円 × 20%  
- 200万円 = 460万円

次男 : 3300万円 × 20%  
- 200万円 = 460万円

3人の合計 2200万円

## ⑤ 各相続人の納付税額

財産取得割合は法定相続分としたため、各相続人の相続税額は、

妻：2200万円×1/2  
= 1100万円

長男：2200万円×1/4  
= 550万円

次男：長男と同様 550万円

となります。

## ⑥ 配偶者の軽減

妻については、法定相続分以下の財産取得であるため、相続税は1100万円が0円となります。

よって、この例の場合ですと**長男と次男の方がそれぞれ550万円納税**することになります。

参考までに、**改正前**の現行税制ですと妻の相続税額は0円で同様ですが、**長男と次男の方はそれぞれ362.5万円**でした。

## 【相続対策の代表例】

前の例のように、改正により相続税の負担は百万円単位以上の増税となるケースがほとんどであると想定されます。

そこで、相続対策を3つの柱をベースとしてご紹介します。なお、詳細につきましては弊社税務担当者へお問い合わせ下さい。

## (1) 相続税対策

## ① 税率差を利用した生前贈与

相続税が高率で課税される場合、暦年贈与では、それより低率の範囲で贈与し将来の相続財産を圧縮します。

## ② 不動産の購入

現金が土地建物に変わりますが、相続税評価額は、例えばマンション用であれば約半分となります。

## ③ 相続時精算課税の利用

将来値上がり**が確実なものは**贈与します。相続税の計算上は、贈与時点の評価額で相続税の計算ができます。

## ④ 小規模宅地等の特例

この特例は、一定要件(居住用、事業用など)を満たす土地の評価額を80%または50%減額できるものです。要件を満たすかどうか事前に確認しておきましょう。

## ⑤ 生命保険の非課税の活用

一時払い終身保険に加入し、生命保険の非課税枠を利用します。現金が非課税の生命保険に変化します。

## ⑥ 株価対策

類似業種比準価格は利益水準が下がれば大きく下がります。生命保険、役員退職金等により利益水準を下げ、株価を低くして贈与を実施します。

## ⑦ 遺産分割の工夫

遺産分割において、配偶者が取得する財産は、第2次相続までを考慮して決めます。

## (2) 納税資金対策

## ① 生命保険、退職金

生命保険は、節税効果は非課税枠ですが、急に死亡した場合

の納税資金不足を回避できます。

退職金は、会社の資金に余裕があるのなら役員退職金を納税資金に充てます。退職金は損金となるため株価が下がるメリットもあります。また、生命保険と同様に非課税枠があります。

## ② 自己株式の譲渡

発行会社へ株式を譲渡した場合、資本及び利益の払戻しとして、譲渡所得と配当所得となります。しかし、相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合は全て譲渡所得とする特例があります。さらに、相続税の取得費加算の特例があるため、通常の自己株式の譲渡に比べて有利となります。

(3) 争続対策～遺言を作成して  
思いを伝えましょう

## ① 遺留分に配慮する

遺留分は相続人に認められた最低限の権利であり、民法で法定相続分の2分の1と定められています。(一定の場合を除きます。)

## ② 分け方の理由を説明する

相続人が気持ちよく財産分けができるよう、財産の分け方を指示し、付言事項で分け方の理由を説明します。

## おわりに

相続対策は**早ければ早いほど**効果は大きくなります。また、対策方法もご家族の状況によって異なってきます。まず、相続税の概算計算をし、現状を把握した上で有効な対策を取っていきましょう。

# シリーズ①就業規則の必要性

ゆびすいグループ 社会保険労務士 山内洋佑

## はじめに

「就業規則」は何の為に作成するのでしょうか？経営者の方であれば、就業規則自体、一度は耳にしたことがあるでしょうし、既に作成されていることだと思います。ただ何の為に作成しているのか、正しく理解されていますでしょうか？

### 《お客様からよく聞く話》

- ①作らないといけないものだからとりあえず作ってある・・・
- ②作ってあるけど、内容はよくわかっていない・・・
- ③どこにあったっけ・・・
- ④従業員に見せたことない・・・
- ⑤これは何に使うの？・・・

これではよくありません。内容を確認すると、何年も前に作成されてそこからそのままの状態であったり、内容と実態が大きくかけ離れていたり、インターネット上にあるモデルのようなものをそのまま引用していたりと、本当に作らないといけないから“とりあえず”作ったんだなあ、と感ずることがあります。

これでは、“規則”と呼べるのでしょうか。

一体、何の為に、作っているのでしょうか・・・

## 組織のルールブック

人は様々な組織に属して生活していきます。家族、学校、部活やサークル、地域社会、会社、国などなど、それぞれ目的は異なりますが、集合体となることで、団結を図り、個人の力以上の力を生み出していきます。

その組織の中で個々には役割があり、個々がその特徴や能力を活かすことで、組織はよりたくましくなっていきます。しかし、これはあくまでも、個々と組織のベクトルが同じ方向であることが必要となります。皆がばらばらで自分勝手であればどうでしょう・・・組織である意義を失ってしまいます。組織が拡大し、人が増えれば増えるほど、管理していくことは難しくなっていきます。それぞれが一定のルールに則った上で力を発揮していく為に、正しいルールが必要になってくるのです。会社におけるルール、それが就業規則です。

## 押さえておきたい基本事項

労働基準法で就業規則に関し以下のように定められています。

### ■作成・届出義務

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。

### ■意見聴取義務

就業規則を作成したり、変更する場合には、労働者代表の意見を聴かなければならない。

### ■周知義務

作成した就業規則は、各労働者に配布したり、各職場に掲示したりするなどにより労働者に周知させなければならない。

### ■必ず記載しなければならない事項

- ①始業及び終業の時刻
- ②休憩時間
- ③休日
- ④休暇
- ⑤就業時転換（2組以上に分けて交代に就業させる場合）
- ⑥賃金（臨時の賃金等除く）の決定
- ⑦賃金の計算方法
- ⑧賃金の支払い方法
- ⑨賃金の締め、支払時期
- ⑩昇給
- ⑪退職（解雇含む）に関する事項

### ■定める場合は必ず記載しなければならない事項

- ①退職手当の適用労働者の範囲
- ②退職手当の決定
- ③退職手当の計算方法、支払方法
- ④退職手当の支払時期
- ⑤臨時の賃金等、最低賃金額に関する事項
- ⑥食費、作業用品その他労働者に負担させる場合においてこれに関する事項
- ⑦安全、衛生に関する事項
- ⑧①～⑦のほか、当該事業所の労働者のすべてに適用される定めに関する事項

### 正しく運用されていますか？

上記のように、常時10人以上労働者を雇用すると、就業規則を作成しなければならないのですが、「正社員だけで10人いないから作成していない」という話を聞くことがあります。この常時10人以上とは“常態”として労働者が10人以上いることを指して

います。つまり、「正社員やパート、アルバイト等全ての労働者」を含めなければなりません。雇用形態は関係ないのです。

また、この10人の判断は組織全体での人数ではなくて、事業所ごとで判断する必要があります。本社の他に支店など他の事業所がある場合、事業所に10人以上従業員がいれば、就業規則を作成し、届け出なければなりません。

### ワンポイント

就業規則の従業員への周知方法はどの様な方法をとられていますか？せっかく時間をかけて就業規則を作成し、しっかり届出をされていても、従業員に周知されていなければ効力を発揮しません。労使間での問題が起こり、指導、さらには処分を行おうとしても、就業規則の存在すら知らない、という従業員はいないでしょうか？

このようなことが起こらないように周知方法は十分気をつけることが必要です。各従業員がいつでも見られるような体制をとり、さらに回覧のような形をとって、確認した従業員に押印させる、こうすれば「言った・言わない、聞いた・聞いてない」といったことを防ぐことができます。さらには、新人を採用した際や就業規則を変更した場合などに説明会や研修会のような場を設けることも有効な手段の一つだと言えます。

### 就業規則がない、内容が実態と合っていないと・・・

就業規則には、労働条件を始めとする働く上でのルールが記され

ています。このルールがない場合、又は、実態とあっていない場合どうなるでしょうか？この場合、組織における「慣行」がルールとなります。例えば、勤務時間中に私用の電話やメールを行っている従業員がいたとします。今までは、気にはなっていたけど、注意せずに黙認してきていました。周りに悪影響を及ぼしてきたので、ピシッと処分しようと思っても、既に労働慣行が成立していて、前触れなく懲戒処分はできないのです。

就業規則がなければ当然、たとえ就業規則で禁止の定めがあったとしても、今までずっと黙認してきてしまった為にこのような事態となってしまうことがあるのです。

就業規則に根拠があり、その内容が周知されていて、さらにその内容が実際と一致していることが必要になってきます。ダメと記しているのであれば、ダメと言わなければなりません。

先に記したように10人未満であれば就業規則の作成・届出義務はありません。しかし作成することをお勧めします。労使間におけるトラブルを事前に防止する為にも、作成しておいて損することはありません。

### 見直してみてください！

一度、就業規則の内容、掲示方法を見直ししてみてください。

労働時間や休憩、休日など実態と合っていますか？

実態とかけ離れているものはありますか？

従業員に求めること（守らせる

こと、禁止すること、許可をとらせるもの)がきちんと明記されていますか？

度々、法律が改正されていますが、法改正に対応した内容となっていますか？

就業規則に関連する協定は作成されていますか？有効期限は過ぎていませんか？

日々の業務で忙しく、やろうと思ってもなかなか手をつけることができず、後回しになってしまいがちなところではあると思いますが、労働問題が起こってからでは、もう手遅れです。何も無いうち、問題がないうちに対策をとっておくことが重要です。法律の内容が難しい場合は専門家を使うのも一つの手段だと思います。一度じっくり検討し作成すれば、ポイントを押さえることができるはずだと思います。

まずは、「とりあえずうちの就業規則を診断してほしい」というご要望がありましたら、当法人までお問い合わせ下さい。よりよい組織となる為のルールづくりにご協力させていただきます。

### おわりに

昨今、ニュースや新聞で労働問題が取り沙汰されています。法律や判例をみていると、労働者にとって有利なものが多くなってきています。明日は我が身、ではありませんが、いつ労使間でトラブルが起こるかわかりません。万が一に備えて、というよりもより良い組織を作るという前向きな気持ちで見直してみたいかがでしょうか。

# 経営革新等支援機関とは

ゆびすいグループ 中小企業診断士 石田 竜 佑

税理士法人ゆびすいは、2013年3月21日付で経営革新等支援機関に認定されました。これは、2012年に施行された「中小企業経営力強化支援法」の一環としてできた制度で、景気の回復は中小企業の活性化にあると考えた国のメイン政策の一つです。現在でも全国で支援機関は増加し続けており、19,788機関（12月4日現在）となっています。この経営革新等支援機関とは何でしょうか？

## 金融円滑化法の終了

金融機関に対して中小企業への貸し付け条件の緩和努力を求める中小企業金融円滑化法が2013年3月31日の終了の前にその出口戦略として、2012年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行されました。この制度を簡単に説明すると、金融円滑化法の反省として、中小企業の支援を行うには金融機関による融資や返済に猶予を与えるだけでは不足であり、これまでの金融政策に加え、**コンサルティング機能を強化することで、資金面だけでなく、経営面の強化を図ることを目的とした法律**です。その経営面の強化の支援を担うのが「経営革新等支援機関」です。

## 経営革新等支援機関に望まれること

国は、「**財務及び会計などの専門的知識を有する者による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務**」という政策を打ち出しています。

その認識のもと、中小企業庁から「**財務及び会計などの専門的知識を有する者**」として認定された者が経営革新等支援機関として企業の支援を行うことができます。

改正中小企業新事業促進法によりますと、認定経営革新等支援機関の業務について次の2つが明文化されています

- ①経営革新又は異分野連携の経営資源の内容、財新事業分野開拓を行おうとする中小企業業務内容その他経営の状況に関する分析を行う。
- ②経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関して必要な指導及び助言を行う。

**要するに、オリジナリティの高いアイデアで事業に挑戦しようとする個人や中小企業を金融機関が資金面、認定支援機関が経営面のサポート業務をしていきたいと思いますという制度の内容です。**

## 具体的には？

助言や指導と言っても企業にとって具体的にどういった支援を行うのでしょうか？

- ①設備投資・試作開発支援
- ②事業再生支援
- ③資金繰り支援
- ④海外展開
- ⑤人材の雇用・育成支援
- ④復旧・復興支援

これらに関する予算が25年度の予算と24年度の補正予算を合わせて約1兆円の枠をとっております。

その中でも25年度の目玉となり、26年度も目玉として引き続き実施されるもの、実施されると予想されるものを紹介したいと思います。

## ものづくり中小企業・小規模企業者試作開発等支援等補助金

よく省略して「ものづくり補助金」と言われます。読んで字のごとく、中小企業や小規模事業者が実施する試作開発や、設備投資を支援するものです。今年度の公募は終了しましたが、来年にも実施されることがほぼ決定しております。（※）

事業計画の方向性としましては、大企業が手の届かないニッチな市場への対応、海外企業の国内参入に対応するための高付加価値製品の生産体制を構築するなど、競争力を強化するといった目的や、目先の利益を追いかけるのではなく、長期的な成長を計画しているかどうか求められています。

全体の採択率は40%前後ですが、**弊社がサポートさせていただいた企業様は約70%**という非常に高い採択率を獲得しております。

## 創業補助金

開業や法人設立を行い、独創性の高いアイデアをカタチにすることを目指す方々を支援する施策が創業補助金です。

創業補助金には3つの形態があります。

- ①「**地域需要創造型起業・創業**」  
地域の新たな需要の掘り起こし

や、地域における雇用の創出を促すことで、地域経済の活性化を図ることを目的としたものです。

補助対象経費の3分の2、**最大200万円**の補助を受けることが可能です。

### ②「第二創業」

すでに事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに、業態変換や新事業・新分野に進出する第二創業を支援することにより、経済の活性化を図る事業です。

補助対象経費の3分の2、**最大500万円**の補助を受けることが可能です。

### ③「海外需要獲得型起業・創業」

海外市場の獲得を念頭とした事業を興す起業・創業を支援することにより、海外市場で強みを発揮し、海外の高い経済成長が続く地域などにおける需要を取り込むことで経済の活性化を図ることを目的とします。

補助対象経費の3分の2、**最大700万円**の補助を受けることが可能です。

創業補助金に関しましては、採択率は約75%で比較的高く、一見採択のハードルは低いようですが、事業の独創性や、事業としての実現可能性が採択基準となる上に、金融機関が協力するという覚書や、入念な事業計画の作成が必要となります。

### 小規模事業者活性化補助金

小規模事業者が行う新商品・新サービスの開発・販路開拓に対する経費の3分の2、**最大200万**

**円**の補助を受けることができます。女性や若手の経営者・従業員の感性やアイデア等を生かした新たな事業活動を支援します。

以下のような事業が対象になります。

#### ①特定のニーズに対応した特定市場型

#### ②地域のニーズに対応した地域特化型

事業計画の方向性としましては「**早期の事業化が見込めること**」です。

### なんのための事業計画か？

ゆびすいの経営コンサルティング事業部では採択されるだけ、融資を受けるためだけの事業計画ではなく、現状とあるべき姿を思い描き、カタチにすることで精度の高い、魂の入った事業計画書の作成支援を行うことで**今後の課題とあるべき姿の「見える化」**を目標として支援しています。

### ゆびすいに依頼するメリット

経営革新等支援機関は金融機関、コンサルティング会社から個人開業の税理士事務所・中小企業診断士事務所等、様々な専門家が認定されています。「経営を支援する機関」といっても経営という分野は幅広く、ビジネスモデル構築から管理会計、労務の問題等、経営に係る全般を網羅している規模の経営革新等支援機関は数少ないのです。

ゆびすいには司法書士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・中小企業診断士等、あらゆる専門家を取り揃えております。政策に

もよりますが、例えば創業補助金に関しましては設立前から事業の柱として成立するまで、経営革新等支援機関がお付き合いする制度もございます。経営のあらゆる面からサポートし、補助金を獲得するまでだけでなく、その後のアフターフォローもワンストップで行います。

### おわりに

今回紹介させていただいた補助金はほんの一部で、採用や資金繰りに関するものもありますし、中小企業の活性化を急ぐ政党の動きや、支援機関を増やし続けている今、ますます新たな政策が打ち出されていくものと考えられます。それにも関わらず表向きには大々的な広告はせず、「知っている人だけが知っている」というのが現状です。

ゆびすいは他の認定支援機関より採択率が高いのはもちろんのこと、**ご相談は無料となっております**。お気軽にお問い合わせください。

※12月4日現在の情報になります。





# 今日も笑顔、明日も笑顔！ ニコニコ笑顔に過ごせる園舎



▶壁のひまわりが毎日やさしく迎えてくれる



▶今日もニコニコ楽しい一日  
がここからはじまるよ！



▶黄色い柱が印象的な園舎外観

▶名 称	東大阪市H保育園
▶竣 工	平成25年10月

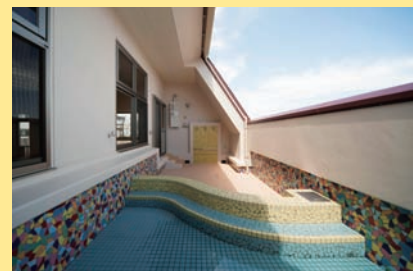
▼使い勝手の良い沐浴室



▼収納スペースが豊富な1歳児保育室



▼最上階にあるおしゃれなプール



▶カラフルなモザイクタイルが  
ルクセントの広くて明るいラン  
チ



▶陽光が燦々と降り注ぐ遊戯室